

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

＜令和6年4月1日 現在＞

事業者の概要や提供されるサービスの内容について次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方及び基本チェックリストにより「事業対象者」と認定された方が対象となります。

1 介護予防支援事業所の概要

事業所名	栗東市栗東西地域包括支援センター
所在地	滋賀県栗東市小柿一丁目10番10号
事業所管理者氏名	三木 理絵
事業所の指定番号	2501200048
電話番号	077-584-4121
FAX番号	077-584-4128
営業日及び営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (但し、祝祭日、12月29日～1月3日を除く)
営業時間外の緊急連絡先	077-584-4121 (電話)
サービス提供地域	栗東市栗東西中学校区内

2 介護予防支援事業所の設置者

名称	社会医療法人 誠光会
所在地	滋賀県草津市矢橋町1660
代表者職氏名	理事長 北野 博也

3 介護予防支援事業所の職員体制

職員	職種及び員数	業務内容
担当職員	保健師その他これに準ずる者（地域ケア・地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師）1名以上、社会福祉士1名以上、主任介護支援専門員1名以上。 ※その他、必要に応じ介護支援専門員を配置。	介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、適切にサービスが提供されるようサービス事業者との連絡調整等を行います。
管理者	上記担当職員（介護支援専門員除く）より1名兼務により配置。	事業所の職員及び業務の一元的管理を行います。

4 事業の目的及び運営方針

事業の目的	介護保険法令に従い、要支援者及び事業対象者に対して、可能な限り居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成し、かつ、適切に介護予防サービス（以下「サービス」といいます。）が提供されるよう介護予防サービス事業者（以下「サービス事業者」といいます。）との連絡調整等を行うことを目的とします。
事業の方針	(1) 利用者が、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。 (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。 (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当にかたよることのないよう、公正中立に行います。 (4) 利用者がサービスを利用する際、介護予防サービス・支援計画書に位置

	付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。さらに、当該事業所を介護予防サービス・支援計画書に位置付けた理由を求めることが可能です。 (5) 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。 (6) 上記の他、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業の人員及び運営に関する基準を遵守します。
--	--

5 事業により提供するサービスの内容と料金

内 容	
介護予防サービス・支援計画作成と各サービス提供事業者との調整	利用者とともに、必要なサービスを考え、サービス担当者会議などを行い、介護予防サービス・支援計画書を作成します。また、各サービス利用に関するサービス事業者や関係機関との調整を行います。
サービスの実施状況及び課題の把握 (モニタリング)	担当職員がサービスの利用状況やサービス内容が適切に提供されているか確認を行います。少なくとも3か月に1回(1期間とする)は利用者のお宅を訪問し、サービス利用状況や新たな課題の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書を利用者とともに見直しを行います。ただし、利用者より文書により同意を得て、その他の要件を満たした場合、2期間に1回は、テレビ電話等を活用したモニタリングを行います。(介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにかかる利用料の算定が3か月以上されなかったときは、その限りではありません)
給付管理	サービスについて、実際にサービスを受けられる範囲やサービスの種類など調整し、サービスが計画どおりに提供されたかなど確認します。
要支援認定等の協力、援助	利用者の要支援(要介護)認定又は介護予防・生活支援サービス事業利用のための更新の際に、代わって手続きを行うなど、その他必要な援助を行います。
相談の対応	利用者からの介護保険や介護予防に関する相談、要望、苦情について、窓口を設け誠意をもって対応し、今後のサービスの充実にいかします。
料 金	
【介護予防支援費】	介護予防支援に係る費用 月額 4,729 円 初めて介護予防サービス・支援計画書を作成する時 初回加算 3,210 円 居宅介護支援事業所へ委託するとき 委託連携加算 3,210 円
【介護予防ケアマネジメント】	介護予防ケアマネジメントに係る費用 月額 4,729 円 初めて介護予防サービス・支援計画を作成する時 初回加算 3,210 円 居宅介護支援事業所へ委託するとき 委託連携加算 3,210 円
*介護保険法等関係法令の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。 *ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領をできない場合は、利用者は介護保険法に定める額を負担し、事業者が発行する指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント提供証明書をもって差額の払い戻しを受けることができます。 *介護報酬の引き上げ等による改定があった時には、変更契約を結ばず更新します。	

6 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託

事業者は介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約書第6条に基づき、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することがあります。(以下「委託事業者」といいます。)委託する場合には、本書「4 指定居宅介護支援事業者」にて委託事業者を明らかにします。

委託事業者は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者です。委託に当たっては、公正中立の確保等の観点から地域包括支援センター運

営協議会の議を経て行います。事業者は委託事業者に対し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に加えて、利用者との契約、重要事項説明書の説明、個人情報利用の同意の事務を委託しています。

7 担当する職員

- (1) 担当する職員は事業者内若しくは委託事業者内にて決定します。
- (2) 担当する職員に不都合がある場合は、遠慮なくご相談ください。
- (3) 担当する職員へのお心遣いは堅く辞退いたします。
- (4) 担当する職員は身分証を携行し、初回時訪問及び利用者またはその家族から求められた時は、いつでも身分証を提示します。

8 解約

- (1) 利用者が前日までに事業者に出書で申し出ていただくことによって、この契約を解除することができます。ただし、緊急入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 事業者は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、利用者に契約終了日の1ヶ月以上前までに理由を示した文書をお知らせすることにより契約を解除することができます。

9 契約の満了

次の場合には、自動的に契約は満了します。

- (1) 利用者が要支援または事業対象者の認定を喪失したとき。
- (2) 利用者が死亡、または栗東西中学校区外へ転出により、担当する地域包括支援センターが変更となったとき。
- (3) 利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護や介護保険施設入所など、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにかかる利用料を算定できないサービスを継続して利用するとき。
- (4) 利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (5) 事業者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

10 プライバシー（個人情報）の保護

事業者若しくは委託事業者がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して事業者が知り得た情報は、サービス担当者会議などの利用者のサービス提供のために必要な業務以外では決して他にもれないようにします。サービスの提供に関わって、利用者の情報を他の事業者等と共有する必要がある場合はあらかじめ利用者に説明し、同意書に署名捺印をいただきます。

1.1 事故発生時の対応と損害賠償

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供によって事故が発生したときは、速やかに利用者の家族、市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償が必要な事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1.2 業務継続計画の策定等

- (1) 非常災害の発生時に係る業務継続計画を作成し、定期的に見直しを行います。
- (2) 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、非常災害の際にも介護予防支援等の事業が継続できるよう研修及び訓練を実施します。

1.3 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策として指針を整備し、委員会及び感染対策を担当する者を設置します。
- (2) 従業者に対し、感染対策における適切な知識などの研修及び訓練を定期的の実施します。

1.4 虐待の防止・人権の擁護（県条例より）

- (1) 虐待の未然防止や早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応のため指針を整備し、委員会及び適切に虐待の防止等を実施するための担当者を設置します。
- (2) 従業者に対し、人権擁護を含めた虐待の防止等のための研修を定期的の実施します。

1.5 暴力団への対応

暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、その行う事業により暴力団を利することとならないように努めます。

1.6 ハラスメント対策の強化

職場や介護予防支援等において行われる性的な言動や行動、または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、相談体制の整備など管理上の必要な措置を講じます。

1.7 身体拘束について

利用者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

18 苦情の受付について

次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、事業者の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

(1) 事業者の相談・苦情受付窓口

栗東市栗東西地域包括支援センター (栗東市小柿一丁目10番10号)	TEL 077-584-4121
受付担当者 三木 理絵 (事業所管理者)	FAX 077-584-4128

(2) 行政機関等の相談・苦情受付窓口

滋賀県国民健康保険団体連合会 (大津市中央4丁目5-9)	TEL 077-510-6605
	FAX 077-510-6606
栗東市役所 長寿福祉課 介護保険係	TEL 077-551-0281
	FAX 077-551-0548

令和 年 月 日

利用者に対し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】

事業所名 栗東市栗東西地域包括支援センター

[滋賀県指定事業所番号 2501200048]

所在地 滋賀県栗東市小柿一丁目10番10号

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者または委託事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印